平成２２年（フ）第２４０号
茨城県結城市大字結城9820番地12コーポＡＫＩＴＡ　１―105、前住所札幌市北区新川６条15丁目７番１号　雇用促進住宅新川宿舎７号棟102号
債務者　幅野　真澄
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５０号
茨城県結城市大字山川新宿303番地
債務者　片野　直樹
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５２号
茨城県古河市中田新田34番地８　県営８―５―６、前住所茨城県古河市中田212番地27
債務者　光野　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５９号
茨城県下妻市鬼怒176番地３、前住所茨城県下妻市前河原598番地３
債務者　菊田　康男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６２号
茨城県古河市仁連2273番地２
債務者　梅津　勝則
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６４号
茨城県古河市関戸1747番地１　アクティブ関104号、前住所茨城県古河市上辺見2509番地
債務者　五月女　充
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２６８号
茨城県古河市諸川1446番地４　オークヴィレッジＡ101
債務者　大熊　尚子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７０号
茨城県筑西市門井789番地４
債務者　上野　昭男
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７１号
茨城県筑西市門井789番地４
債務者　鳥塚二三代（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７３号
茨城県古河市三杉町１丁目７番56号　コーポラスＫＡＴＯ102号、前住所茨城県古河市三杉町１丁目７番56号　コーポラスＫＡＴＯ305号
債務者　山崎　　優
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２７７号
茨城県常総市水海道諏訪町3303番地
債務者　荒井とみい
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２９号
富山県魚津市立石205―２、住民票上の住所富山県魚津市金山谷335番地
債務者　髙縁　由紀
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第３７３号
金沢市旭町３丁目13番10号　旭レジデンス503号、住民票上の住所金沢市小立野１丁目18番25号
債務者　塩谷　　至
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３９８号
石川県白山市山島台４丁目62番地、従前の住所石川県白山市西新町213番地
債務者　黒枝伊三尚
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４１０号
石川県かほく市秋浜ニ20番地１　ＡＩプラザ305号、従前の住所石川県かほく市木津ハ87番地３
債務者　内潟　栄一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０４号
山梨県北杜市大泉町西井出8240番地1134
債務者　西田　秀華
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
山梨県南巨摩郡身延町下山2518番地１
債務者　服部由美子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係